

令和 7 年度(第 3 期) 日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

(対象事業等)

- 河川・準用河川占用料
- 体育施設使用料（グラウンド・テニスコート）
- 日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインの改正

日野市手数料、使用料等検討委員会

手数料、使用料等の改正案に対する意見について

本委員会は、手数料、使用料等に関する事項について、市長の依頼に基づき「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」を踏まえて会議を実施、委員会としての意見をとりまとめ、市長に意見及び助言をするものである。

令和8年1月29日

日野市長 古賀 壮志 様

日野市手数料、使用料等検討委員会

委員長 堀江 優子

委員 河合 利春

委員 比留間 文彦

(※委員は五十音順)

1 議案

本委員会にて審議した議案は、次の3件である。

議案	内容	ページ
第1号	河川・準用河川占用料の改定案について	4
第2号	体育施設使用料（グラウンド・テニスコート）の改定案について	7
第3号	日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインの改定案について	10

2 意見内容

各議案について検討した結果を以下に示す。市長はこの内容を参考とし、方針を決定されたい。

議案	内容	検討結果
第1号	河川・準用河川占用料の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えている。
第2号	体育施設使用料（グラウンド・テニスコート）の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えている。
第3号	日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインの改正案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えている。

なお、審議した具体的な案は13ページ以降のとおりである。

上記の検討結果は「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（令和6年10月30日最終改正。以下、「ガイドライン」という。）」に基づき算定した事務経費、現行の手数料などから判断したものである。

委員会の検討における意見は次項以降のとおりである。

3 各議案の詳細

(1) 議案第 1 号 河川・準用河川占用料の改定案について

① 施設概要

名称	普通河川等占用料、準用河川占用料
所在地	日野市
規模	日野市内全域の普通河川（水路）及び準用河川（根川） ※土地区画整理事業区域を除く
占用目的	橋梁、通路、ガス管、電力管・電信管、足場ほか
主な利用者層	住民、法人ほか
備考	日野市普通河川等管理条例、日野市準用河川管理条例

② 改正案の詳細

改定案（現行の条例は月額表記であるが東京都や他市に合わせて年額表記に改訂）

占用物件	占用料			
	単位	現行	改定案	差額
橋梁	1 平方メートル につき 1 年	780	0	▲780
通路		780	0	▲780
工事用詰所		780	0	▲780
板囲い・足場		780	0	▲780
工事用材料置き場		780	0	▲780
その他これに類するもの		780	0	▲780
ガス管 ※1		372	352	▲20
電力管・電信管 ※2		372	352	▲20
その他の管類		372	352	▲20
鉄塔・送電塔 ※2		780	1,174	+394
電柱・電話柱 ※2		780	1,174	+394
その他の柱類		780	1,174	+394
その他のもの		780	1,174	+394

※1（ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス管で同法第二条第十一項に規定するガス事業の用に供するもの）

※2（電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第2条第1項第 10 号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの）

改定案（現行の条例は月額表記）

占用物件	占用料			
	単位	現行	改定案	差額
橋梁	1 平方メートル につき 1 年	65	0	▲65
通路		65	0	▲65
工事用詰所		65	0	▲65
板囲い・足場		65	0	▲65
工事用材料置き場		65	0	▲65
その他これに類するもの		65	0	▲65
ガス管 ※1		31	30	▲1
電力管・電信管 ※2		31	30	▲1
その他の管類		31	30	▲1
鉄塔・送電塔 ※2		65	98	+33
電柱・電話柱 ※2		65	98	+33
その他の柱類		65	98	+33
その他のもの		65	98	+33

※1（ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス管で同法第二条第十一項に規定するガス事業の用に供するもの）

※2（電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第2条第1項第 10 号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの）

③ 改定理由

- 日常生活に必要不可欠な宅地出入りのための通路に係る橋梁については、その使用料を免除することが、住民の負担軽減と、水路保全に対する公平な協力を得る観点から、妥当と考えられるため。
- ガス管や電柱など、営利を目的とした占用については、受益者負担の原則に基づき、引き続き使用料を徴収することで、公共財産の適切な管理と利用のバランスを保つ。
- 他の自治体においては、使用料の一部または全部を免除する制度が導入されており、宅地への出入りに必要最低限の橋梁に対する費用負担の軽減は、合理的な措置と言えるため。
- 日野市の河川占用料は条例制定時の平成 8 年から 29 年間見直しを行っておらず、現在の固定資産税の評価額に即していない部分もあると考えられ東京都や他自治体との均衡を図るため。
- 本改定案は日野市が持つ歴史的・環境的特性を尊重しつつ、地域住民の公平性と利便性を高め、持続可能なまちづくりを実現するための、合理的かつ妥当な案であるとする。

④ 委員会の意見総括

- 日野市が水路を残す方向であることを特に若い世代には、あまり知られていないのではないか。市民に対して、市の取組みをアピールした上で、協力を得るような形で進めていくと良いのではないか。本件については、妥当性及び正当性はあると考えられる。

⑤ 委員の個別意見

- 今まで徴収していた占用料を無くす一方で、維持管理していくために普段生活に使っていない方にもボランティアをお願いすることについては理解を得るのが難しいと思うため、丁寧に説明していく必要があると考える。

(2) 議案第 2 号 体育施設使用料（グラウンド・テニスコート）の改定案について

① 施設概要

名称	日野市立多摩川グラウンド	日野市立東光寺グラウンド
所在地	日野市万願寺一丁目 1 番地の 2 先	日野市栄町三丁目 15 番地先
施設規模	敷地面積：(占有面積) 22,389 m ² 施設内容：軟式野球場 2 面 少年サッカー場 2 面	敷地面積：(占有面積) 17,402 m ² 施設内容：軟式野球場 1 面 多目的広場 1 面
開館時間	午前 8 時から午後 4 時まで（4 月～8 月は午後 6 時まで）	午前 8 時から午後 4 時まで（6 月～8 月は午後 6 時まで）
休館日	年末年始（12/29～1/3）	年末年始（12/29～1/3）
施設目的	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため
主な利用者層	軟式野球、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ競技者等	軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ競技者等
管理方法	<input type="checkbox"/> 指定管理 [導入時期：平成 21 年 4 月]	<input type="checkbox"/> 指定管理 [導入時期：平成 21 年 4 月]

名称	日野市立七生自然学園テニスコート	多摩平第一公園グラウンド
所在地	日野市落川 1400 番地	日野市多摩平四丁目 2 番地
施設規模	敷地面積：4,662 m ² （テニスコート及び駐車場） 施設内容：テニスコート（ハード）4 面、クラブハウス	敷地面積：(占有面積) 6,296 m ² 施設内容：少年軟式野球場 1 面
開館時間	午前 9 時から午後 4 時まで（3 月～10 月は午後 5 時まで）	午前 8 時から午後 4 時まで（6 月～8 月は午後 6 時まで）
休館日	年末年始（12/29～1/3）	年末年始（12/29～1/3）
施設目的	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため
主な利用者層	軟式・硬式テニス競技者	少年軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ競技者等
管理方法	<input type="checkbox"/> 指定管理 [導入時期：平成 21 年 4 月]	<input type="checkbox"/> 指定管理 [導入時期：平成 21 年 4 月]

名称	多摩平第一公園テニスコート	旭が丘中央公園グラウンド
所在地	日野市多摩平四丁目2番地	日野市旭が丘五丁目1番地の1
施設規模	敷地面積：4,662㎡ 施設内容：テニスコート (人工芝) 4面 (クレイ) 2面	敷地面積： (占有面積) 8,793㎡ 施設内容：少年軟式野球場 1面
開館時間	午前7時から午後9時の間(時期によって変動)	午前8時から午後4時まで(6月～8月は午後6時まで)
休館日	年末年始(12/29～1/3)	年末年始(12/29～1/3)
施設目的	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため
主な利用者層	軟式・硬式テニス競技者	少年軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ競技者等
管理方法	<input type="checkbox"/> 指定管理[導入時期：平成21年4月]	<input type="checkbox"/> 指定管理[導入時期：平成21年4月]

名称	旭が丘中央公園テニスコート	万願寺中央公園グラウンド
所在地	日野市旭が丘五丁目1番地の1	日野市万願寺四丁目20番地の12
施設規模	敷地面積：4,662㎡ 施設内容：テニスコート (サンドセパレート) 3面	敷地面積： (占有面積) 11,300㎡ 施設内容：少年軟式野球場 1面
開館時間	午前7時から午後7時の間(時期によって変動)	午前8時から午後4時まで(4月～8月は午後6時まで)
休館日	年末年始(12/29～1/3)	年末年始(12/29～1/3)
施設目的	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため
主な利用者層	軟式・硬式テニス競技者	少年軟式野球、ソフトボール競技者等
管理方法	<input type="checkbox"/> 指定管理[導入時期：平成21年4月]	<input type="checkbox"/> 指定管理[導入時期：平成21年4月]

名称	北川原公園グラウンド	浅川スポーツ公園グラウンド
所在地	日野市石田一丁目236番地	日野市万願寺五丁目3番地の7
施設規模	敷地面積： (占有面積) 13,016㎡ 施設内容：少年サッカー場 1面	敷地面積： (占有面積) 11,548㎡ 施設内容：多目的場 1面
開館時間	午前9時から午後5時まで(10月から3月は午後4時まで)	午前8時から午後4時まで(4月から8月まで午後6時まで)
休館日	年末年始(12/29～1/3)	年末年始(12/29～1/3)
施設目的	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため	市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため
主な利用者層	日野市サッカー連盟加盟団体	サッカー競技者等
管理方法	<input type="checkbox"/> 指定管理[導入時期：平成21年4月]	<input type="checkbox"/> 指定管理[導入時期：平成21年4月]

② 改正案の詳細

施設	時間	現行額	改定案	差額
多摩川グラウンド	2時間	無料	無料	0円
東光寺グラウンド	2時間	無料	無料	0円
七生自然学園テニスコート	2時間	2,100円	2,100円	0円
多摩平第一公園グラウンド	2時間	無料	無料	0円
多摩平第一公園テニスコート	2時間	700円	980円	280円
多摩平第一公園テニスコート (ナイター利用料)	2時間	600円	600円	0円
旭が丘中央公園グラウンド	2時間	無料	無料	0円
旭が丘中央公園テニスコート	2時間	700円	980円	280円
万願寺中央公園グラウンド	2時間	1,000円	1,000円	0円
北川原公園グラウンド	2時間	無料	無料	0円
浅川スポーツ公園グラウンド	2時間	4,000円	5,200円	1,200円

③ 改定理由

- 多摩平第一公園及び旭が丘中央公園テニスコートについて、他自治体と比較すると廉価であるため、改定上限額のとおりに見直す。
- 浅川スポーツ公園グラウンドについて、他自治体と比較すると廉価であるため、激変緩和措置である改定上限額に改定する。

④ 委員会の意見総括

見直しは15年されていないことを踏まえると見直しせざるを得ない。改定される3件についても、いずれも計算の根拠として妥当性があると考えられ、全体として改定が妥当であると考えている。

⑤ 委員の個別意見

- 敷地全体をグラウンドとして運用して一律に費用を徴収することで、公園とグラウンドを併用する運用よりトラブルが少なくなると考えられないか。

(3) 議案第 3 号 日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインの改正案について

① 改正案の概要

- 兼ねてより、日野市手数料、使用料等検討委員会委員の皆様よりご指摘のあった項目について改正を実施するもの。
- 市民意見の反映プロセスを地域共創プラットフォーム上に移行するもの。
- その他、文意の明確化等のための文言調整を行うもの。

② 改正案の詳細

No.	ページ	箇所	改正内容
1	2	1 適用範囲 ②行政財産の目的外使用に関する使用許可に伴う施設使用料	● ②について、本ガイドラインの算定方式を適用できるものとする改正
2	2	2 見直し周期	● 旧第 4 章にて記載されていたものを、全体の構成を鑑み第 1 章に記載したもの。
3	2	2 見直し周期	● 手数料・使用料以外の税外収入等に関する見直し周期の記載を削除
4	3	3 適用開始時期	● 令和 8 年 4 月 15 日からとする。
5	4	(1)算定根拠の明確化	● 本ガイドラインの算定方式に見合わない手数料、使用料等について例を記載。
6	5	(2)① 将来を見越した大規模改修等の考慮	● 発生することが明らかな大規模改修については考慮することができる旨を追記
7	5	(2)②市内の類似施設との料金比較	削除
8	6、 23	(2)⑥激変緩和措置の適用	● 激変緩和措置の適用を受けない事例を記載 ● 市民生活への影響が多大でないと合理的に認められる場合(手数料のみ) ● 現行の使用料設定から長期間が経過し、経済状況が大きく変化している場合 ● 新たに日野市民以外の料金設定する場合
9	6、 24	(3)改定要否及び改定額(案)の判断	● これまで設けられていた改定要否基準の±20%について、これを改正し原則として改定を要するものとする内容とする。 ● また、改定要否及び改定額(案)の判断・決定にあたっては、事前に理事者協議を経るものとする。
10	6、 24、 29	(4)附属機関等による意見聴取又は日野市地域共創プラットフォームによる意見募集	● 市民意見の反映プロセスを「手数料、使用料等検討委員会」から地域共創プラットフォームへ移行。
11	7、 24、 30	(7)市民・利用者等への周知	● 原則として 3 か月以上の周知期間を設けるものとしているが、減額改定の場合は周知期間の定めを設けないよう改正。
12	8、 25	【使用料の見直し手順 フロー図】	● これまでは改正しない判断の場合、附属機関等での諮問や委員会付議を省略できるとされていたが、改定の要否にかかわらず、附属機関等での諮問又は地域共創 PF での意見募集を行うものとするよう改めた。 ● また、連番 6～11 の変更に合わせて、フロー図

			を修正した。
13	11	(2)原価の算出 【原価算出のための項目】の表中、「カ 補助金収入等(控除)」	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価算出にあたっては、人件費、物件費、指定管理者が管理に要した経費、減価償却費、土地代の合計となっているが、補助金収入等の特定財源がある場合はこの収入相当額を合計から控除するよう改める。
14	13	②原価の算出方法 【原価の算出方法】の表中、「ウ 不特定多数の～」	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用料金体系が複数ある場合は、利用料金体系ごとの人数を集計するよう追記
15	14	③原価の算出における例外 ア 標準的な施設、又は全体の平均額を基準にする場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価算出の例外として「標準的な施設、又は全体の平均額を基準にする場合」があるが、市内全域からの利用を前提としている施設は、この例外によらず施設ごとの原価を使用するものであるため、この規定を削除するもの。
16	14	③原価の算出における例外 エ 調理室・防音室貸室に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 調理室の場合通常の貸室の2.0倍、防音室及び視聴覚室の場合1.5倍とされていたものを、他自治体例等を参考に基準額を補正できる旨の記述に変更。
17	17	(4)日時別の係数の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用が多い時間(例:午後)に割増料金、利用が少ない時間(例:午前)に割引料金とする設定を導入。
18	17	(1)市民以外の利用者の料金設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民以外料金は日野市民の2倍を上限としていたが、施設の利用者負担割合にかかわらず、利用者負担割合100%を上限とする改正。
19	19	(8)付帯設備・備品等の使用料設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用することにより別途費用が発生する付帯設備や備品などについて、別途使用料の設定ができる旨記載。
20	19	(9)キャンセル料の規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設のキャンセルが生じた場合にキャンセル料を設定できる旨規定。 ● なお、すでに徴収した使用料は返還しないものとし、という規定は、施設を使用していないにもかかわらず使用料を徴収することになるため、使用料ではなくキャンセル料として条例に規定するよう記載。
21	20	(2)減免規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体利用料金の設定に関する記載を削除。
22	21	(2)駐車場使用料の額	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的には施設使用料と同じく、基準額の算出による設定とする旨記載。ただし、これによって使用料が安価となり、施設利用者が使用できないケースが想定される場合は、この方法によらず近隣駐車場等の料金体系を参考・勘案し設定するよう記載。
23	29～30	第5章 手数料、使用料等の設定・改定に関する内部手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 手数料、使用料の設定・改定に関する内部手続きについて、年間スケジュールを基に新たに記載。
24		2 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱	削除
25		全体	

③ 改定理由

平成 30 年に「日野市手数料、使用料等の見直し基準」の策定後、手数料、使用料等に関して統一的な運用が行われてきた中、基準・ガイドラインについても改定を重ねてきたことで、手数料等の改定に関する内容も確立されてきている。こうした状況を踏まえ、手数料、使用料等検討委員会での付議および調査・検討については一定の役割を終えたものと考えており、今後は委員会の手続を省略（廃止）する新たな改定運用方法の導入を検討しているため。併せて、現在までに委員から指摘があった項目の反映及び文言調整を行うため。

④ 委員会の意見総括

- 委員会の中で委員から出た意見も盛り込んでいただいております。これまでの委員会での議論で問題になった点についても、改正の内容によって改善が見込まれるため、妥当であると考えます。

⑤ 委員の個別意見

- 手数料、使用料検討委員会から地域共創プラットフォームへの移行は大変良いと考える。

4 資料(抄)

(1) 議案第1号 河川・準用河川占用料の改定案について

① 普通河川等占用料改定案

(年額表記)

占物件		占用料				算出過程(東京都河川流水占用料等徴収条例参照)			
		単位	日野(現行)	改定案	現行からの差額	占用種別	占用料(円)	期間(か月)	占用料(月)
	橋梁	1平方メートルにつき1年	780	0	▲780	第1種 口	704	12	58.7
	通路		780	0	▲780	第1種 口	704	12	58.7
	工事用詰所		780	0	▲780	第1種 口	704	12	58.7
	板囲い・足場		780	0	▲780	第1種 口	704	12	58.7
	工事用材料置き場		780	0	▲780	第1種 口	704	12	58.7
	その他これに類するもの		780	0	▲780	第1種 口	704	12	58.7
(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス管で同法第二条第十一項に規定するガス事業の用に供するもの)	ガス管	1平方メートルにつき1年	372	352	▲20	第2種 口	352	12	29.3
(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの)	電力管・通信管		372	352	▲20	第2種 口	352	12	29.3
	その他の管類		372	352	▲20	第2種 口	352	12	29.3
(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの)	鉄塔・送電塔	1平方メートルにつき1年	780	1,174	+394	第7種	1174	12	97.8
(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの)	電柱・電話柱	1平方メートルにつき1年	780	1,174	+394	第7種	1174	12	97.8
	その他の柱類	1平方メートルにつき1年	780	1,174	+394	第10種	1174	12	97.8
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	780	1,174	+394	第10種	1174	12	97.8

(月額表記)

占物件		占用料			
		単位	日野(現行)	改定案	現行からの差額
	橋梁	1平方メートルにつき1か月	65	0	▲65
	通路		65	0	▲65
	工事用詰所		65	0	▲65
	板囲い・足場		65	0	▲65
	工事用材料置き場		65	0	▲65
	その他これに類するもの		65	0	▲65
(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス管で同法第二条第十一項に規定するガス事業の用に供するもの)	ガス管	1平方メートルにつき1か月	31	30	▲1
(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの)	電力管・通信管		31	30	▲1
	その他の管類		31	30	▲1
(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの)	鉄塔・送電塔	1平方メートルにつき1か月	65	98	+33
(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの)	電柱・電話柱	1平方メートルにつき1か月	65	98	+33
	その他の柱類	1平方メートルにつき1か月	65	98	+33
	その他のもの	1平方メートルにつき1か月	65	98	+33

② 施設利用実績及び改定後の試算

【普通河川占用料】(対象:水路)

	納付件数	収入実績
令和6年度	844件	6,506,613円
令和5年度	810件	6,555,991円
令和4年度	804件	6,561,703円

【普通河川占用料改訂後】(対象:水路)

	納付件数	収入実績
令和6年度	26件	309,691円
令和5年度	14件	300,283円
令和4年度	15件	295,886円

【普通河川占用料試算】

ガス管▲20円(372円→352円)

電柱電話柱 1.51倍(780円→1174円)

	納付件数	収入実績
令和9年度	26件	363,382円

【準用河川占用料】(対象:根川)

	納付件数	収入実績
令和6年度	2件	40,560円
令和5年度	2件	40,560円
令和4年度	2件	40,560円

【準用河川占用料改訂後】(対象:根川)

	納付件数	収入実績
令和6年度	0件	0円
令和5年度	0件	0円
令和4年度	0件	0円

③ 他市・他施設の状況

	自治体名	Q1 占用料の根拠は	Q2 占用料算定の根拠は	Q3 占用料の額は
1	八王子市	八王子市公共物管理条例	平成14年より東京都の改定に合わせて意思決定している。	橋梁又は橋梁添架 m ² /年 1170円 通路又は放流施設 m ² /年 780円 電気又はガス管の管理施設 m ² /年 558円 電柱 本/年 1,170円 その他 m ² /年 1170円
2	立川市	立川市水路条例	令和2年の東京都河川流水占用料等徴収条例による占用料を踏襲している。	水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための詰所、事務所その他の仮設工作物の設置 1125円 m ² /年 通路、家屋、仮設小屋その他の附属施設の使用 787円 m ² /年 (1)軌道事業又は鉄道事業のための軌道(橋梁を含む。)の設置 337円 m ² /年 (2)ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設 337円 m ² /年 (1)電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置 1125円 m ² /年 (2)電話柱その他柱類 1125円 m ² /年 電線及びこれに類する架空線の設置 562円 m ² /年 全各種に属さないもの 1125円 m ² /年
3	武蔵野市	武蔵野市特定公共物管理条例	武蔵野市道路占用料等徴収条例	法第32条第1項第1号に掲げる工作物 第1種電柱 本/年 2550円 第2種電柱 本/年 3960円 第3種電柱 本/年 5420円 第1種電話柱 本/年 1700円

4	三鷹市	三鷹市里道、水路等の公共物の管理に関する条例	東京都河川流水占用料等徴収条例による占用料を参考にしている。 ※年度は不明	<p>第1種 (1)橋梁（添加物を含む。）の設置等公共物を利用するための施設の設置を目的とするもの (2)公共物、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの ㎡/年 1170 円</p> <p>第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの ㎡/年 558 円</p> <p>第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの（第1種(2)に該当するものを除く） ㎡/年 1170 円</p> <p>第4種 ゴルフ場その他これに類するものの設置を目的とするもの 1000 ㎡/年 120,900 円</p> <p>第5種 運動場、競技場その他これらに類するものの設置を目的とするもの 1000 ㎡/年 27450 円</p> <p>第6種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの ㎡/年 1170 円</p> <p>第7種 電線その他これに類するもの架空線の設置を目的とするもの ㎡/年 360 円</p> <p>第8種 上記の使用種別に属しないもの ㎡/年 1170 円</p>
5	青梅市	青梅市準用河川流水占用料等徴収条例	東京都河川流水占用料等徴収条例の改正に準じ同様の改定を行っている。	<p>いかだ等の係留、給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの ㎡/年 704 円</p> <p>橋梁（居住者等のための通路の用に供するものに限る。）の設置を目的とするもの ㎡/年 704 円</p> <p>通路その他現状のまま使用することを目的とするもの ㎡/年 704 円</p> <p>軌道事業または鉄道事業のための軌道（橋梁を含む。）の設置を目的とするもの ㎡/年 352 円</p> <p>ガスまたは電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの ㎡/年 352 円</p> <p>仮設小屋、工事用建物その他の仮設工作物またはこれらの付属施設の設置を目的とするもの ㎡/年 1174 円</p> <p>橋梁（居住者等のための通路の用に供するものおよび軌道事業または鉄道事業のための軌道を除く。）の設置を目的とするもの ㎡/年 1174 円</p> <p>橋梁への添架を目的とするもの ㎡/年 1174 円</p> <p>電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱および支線）および鉄塔の設置を目的とするもの ㎡/年 1174 円</p> <p>電線およびこれに類する架空線の設置を目的とするもの ㎡/年 587 円</p> <p>その他のもの ㎡/年 1174 円</p>

6	府中市	府中市法定 外公共物の 管理に関する 条例	平成13年当時の 東京都河川流水占 用料等徴収条例に よる占用料を踏襲 している。	<p>第1種ア 河川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事中、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの並びに通路その他現状のまま使用することを目的とするもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 生活関連施設としての通路その他原状のまま使用することを目的とするもの ㎡/年 1170円</p> <p>第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のために工作物の埋設を目的とするもの ㎡/年 558円</p> <p>第3種 仮設小屋、工事中建物その他の仮設建物の付随施設の設置を目的とするもの ㎡/年 1170円</p> <p>第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のため電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの ㎡/年 1170円</p> <p>第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの ㎡/年 360円</p> <p>第6種 前各号に属さないもの ㎡/年 1170円</p>
7	昭島市	昭島市特定 公共物管理 条例	平成14年度当時 の東京都河川 流水占用料徴収条 例の占用料を 参考にしている。	<p>(1) 橋梁の設置を目的とするもの（第5号に該当するものを除く。） ㎡/年 1292円</p> <p>(2) 工事中建物、事務所その他の仮設工作物（付随施設を含む。）の設置を目的とするもの ㎡/年 1292円</p> <p>(3) 通路その他現状のまま使用することを目的とするもの ㎡/年 1292円</p> <p>(4) 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの ㎡/年 1292円</p> <p>(5) 鉄道事業のための軌道（橋梁を含む。）の設置を目的とするもの ㎡/年 430円</p> <p>(6) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの ㎡/年 430円</p> <p>(7) 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの ㎡/年 540円</p> <p>(8) 前各号に掲げるもの以外の工作物、物件又は施設の設置を目的とするもの</p>

8	調布市	調布市公共物の管理に関する条例	道路占用料に準ずるものと考えられる。	<p>第1種ア 河川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの並びに通路その他現状のまま使用することを目的とするもの（イに掲げるものを除く。） ㎡/年 3810円</p> <p>第1種イ 生活関連施設としての通路その他原状のまま使用することを目的とするもの ㎡/年 1630円</p> <p>第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のために工作物の埋設を目的とするもの ㎡/年 1630円</p> <p>第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの ㎡/年 5440円</p> <p>第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のため電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの ㎡/年 5440円</p> <p>第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの ㎡/年 2720円</p> <p>第6種 前各種別に属さないもの ㎡/年 5440円</p>
9	町田市	町田市特定公共物管理条例	令和2年4月1日施行の東京都河川流水占用料等徴収条例の占用料に準拠。	<p>第1種1 橋梁（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第2種の項第3号に掲げるものを除く。） ㎡/年 1174円</p> <p>第1種2 河川、水路、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所、その他の仮設工作物の設置を目的とするもの ㎡/年 1174円</p> <p>第2種1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入り口のための通路、橋梁を現状のまま使用することを目的とするもの 3 出入り口のための橋梁の設置を目的とするもの ㎡/年 704円</p> <p>第3種1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの 2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋梁を含む。）の設置を目的とするもの ㎡/年 352円</p> <p>第4種 電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの ㎡/年 587円</p> <p>第5種 電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの ㎡/年 1174円</p> <p>第6種 電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの ㎡/年 1174円</p> <p>第7種 第1種の項から第6種の項までに属さないもの ㎡/年 1174円</p>

10	小金井市	小金井市公共物管理条例	東京都河川流水占用料徴収条例	<p>第1種 河川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所、その他の仮設工作物の設置を目的とするもの m²/年 1170円</p> <p>第2種 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの m²/年 558円</p> <p>第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の附属施設の設置を目的とするもの m²/年 1170円</p> <p>第4種 電力の供給事業又は電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの m²/年 1170円</p> <p>第5種 電線その他これに類する架空線の設置を目的としたもの m²/年 360円</p> <p>第6種 上記の占用種別に属さないもの m²/年 1170円</p>
11	小平市	小平市用水路条例		<p>橋を設置し、又は現状による道路又は通路としての利用 m²/年 1146円</p> <p>給排水設備の設置 m²/年 1146円</p> <p>鉄道事業のための軌道（橋及びトンネルを含む。）の設置 m²/年 381円</p> <p>ガス管、電線管等埋設管の設置 m²/年 381円</p> <p>ガス管、水道管、下水道管、電線管の他の占用物件への添架 m²/年 1146円</p> <p>電柱及び鉄塔の設置 m²/年 1146円</p> <p>電線、ケーブル等の架空線の設置 m²/年 540円</p> <p>仮設物の設置 m²/年 1146円</p> <p>その他 m²/年 1147円</p>
12	東村山市	東村山市公共物管理条例	国が示す道路占用料算定の考えに倣い、東村山市の固定資産税評価額をもとに算定	<p>第1種 河川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置 m²/年 729円</p> <p>第2種 通路として使用する場合 m²/年 486円</p> <p>第3種 (1)軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋梁を含む。）の設置 (2)ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設 m²/年 347円</p> <p>第4種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の附属施設の設置（第1種に該当するものを除く。） m²/年 1041円</p> <p>第5種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置 m²/年 1041円</p> <p>第6種 電線及びこれに類する架空線の設置 m²/年 694円</p> <p>第7種 前各種に属さないもの m²/年 1041円</p>

13	国分寺市	国分寺市特定公共物管理条例	国分寺市特定公共物管理条例 第9条の規定による占用料の徴収については、国分寺市道路占用料等徴収条例第2条を準用している。	法第32条第1項第1号に掲げる工作物 第1種電柱 本/年 2550円 第2種電柱 本/年 3960円 第3種電柱 本/年 5420円 第1種電話柱 本/年 1700円
14	国立市	国立市特定公共物管理条例	東京河川流水占用料等徴収条例 平成12年3月31日	第1種ア 橋梁（居住者等のための通路の用に供するものに限る。）の設置を目的とするもの ㎡/年 787円 第1種イ 通路その他現状のまま使用することを目的とするもの ㎡/年 787円 第2種 ガス管又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの ㎡/年 337円 第3種 仮設小屋、工所用建物その他の仮設工作物又はこれらの附属施設の設置を目的とするもの ㎡/年 1125円 第4種ア 橋梁（第1種イに該当するものを除く。）の設置を目的とするもの ㎡/年 1125円 第4種イ 橋梁への添架を目的とするもの ㎡/年 1125円 第5種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの ㎡/年 1125円 第6種 電線及びこれらに類する架空線の設置を目的とするもの ㎡/年 562円 第7種 前各号のいずれにも属さないもの ㎡/年 1125円

15	狛江市	狛江市公共物管理条例	東京都河川流水占用料等徴収条例の四級地の単価を参考に、狛江市独自の単価としていると思われる。 ※平成12年に条例を定めて以来、占用料の改定は行っておらず、正確な根拠は不明。	第1種 河川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの m ² /年 1292円 第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの m ² /年 558円 第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付随施設の設置を目的とするもの m ² /年 1292円 第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のため電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの m ² /年 1292円 第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの m ² /年 764円 第6種 その他前各種に属さないもの
16	東大和市	東大和市特定公共物管理条例	東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）第2条から第5条までの規定を準用する。	第1種電柱 本/年 2300円 第2種電柱 本/年 3500円 第3種電柱 本/年 3500円 第1種電話柱 本/年 1800円
17	清瀬市	清瀬市公共物管理条例		第1種 (1)河川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置 (2)通路その他の付随施設の使用 m ² /年 1292円 第2種 (1)軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋梁を含む。）の設置 (2)ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設 m ² /年 430円 第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付随施設の設置（第1種(1)に該当するものを除く。） m ² /年 1292円 第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置 m ² /年 1292円 第5種 電線及びこれに類する架空線の設置 m ² /年 540円 第6種 前各種に属さないもの m ² /年 1292円

18	東久留米市	東久留米市公共物管理条例	道路占用料の算定式を参考に、市独自の単価を設定	第1種 (1)河川、橋及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工事の設置を目的とするもの m ² /年 2550円 第1種 (2)生活関連施設として利用されている通路その他原状のまま使用することを目的とするもの m ² /年 1090円 第2種 (1)軌道事業又は鉄道事業のための軌道(橋を含む。)の設置を目的とするもの (2)ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの m ² /年 1090円 第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の附属施設の設置を目的とするもの m ² /年 3640円 第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの m ² /年 3640円 第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの m ² /年 1820円 第6種 その他前各種に属さないもの m ² /年 3640円
19	多摩市	多摩市下水道条例、多摩市公共物管理条例	多摩市道路占用料等徴収条例の値に準拠しており、同条例は東京都道路占用料等徴収条例に準拠している。	別表第2 橋及び通路 m ² /年 1170円 足場その他の工事用施設 m ² /年 11500円

20	稲城市	稲城市公共物管理条例	平成31年度に実施した使用料の見直し検討会の結果に基づく。	(1) 橋梁（添架物を含む。）の設置又は給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの m ² /年 1050 円 (2) 川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの m ² /年 1050 円 (3) 路その他原状のまま使用することを目的とするもの m ² /年 1050 円 (4) 道事業又は鉄道事業のための軌道（橋梁を含む。）の設置を目的とするもの m ² /年 310 円 (5) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの m ² /年 310 円 (6) 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの（2の(2)に該当するものを除く。） m ² /年 1050 円 (7) 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線中及び支線をいう。以下同じ。）及び鉄塔の設置を目的とするもの m ² /年 1050 円 (8) 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの m ² /年 520 円 (9) その他のもの m ² /年 1050 円
21	羽村市	羽村市特定公共物管理条例	東京都河川流水占用料等徴収条例に準拠	第1種 河川、橋梁及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの m ² /年 704 円 第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信設備事業のための工作物の埋設を目的とするもの m ² /年 352 円 第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設工作物又はこれらの付属施設の設置を目的とするもの m ² /年 1174 円 第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの m ² /年 1174 円 第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの m ² /年 587 円 第6種 その他前各種に属さないもの m ² /年 1174 円
22	あきる野市	あきる野市特定公共物管理条例	東京都河川流水占用料徴収条例	法第32条第1項第1号に掲げる工作物 第1種電柱 本/年 1620 円 第2種電柱 本/年 2480 円 第3種電柱 本/年 3350 円 第1種電話柱 本/年 1440 円

23	西東京市	西東京市特定公共物条例	道路占用料等徴収条例	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物 第 1 種電柱 本/年 3210 円 第 2 種電柱 本/年 4940 円 第 3 種電柱 本/年 6660 円 第 1 種電話柱 本/年 2870 円
24	江東区	江東区公共溝渠管理条例	江東区公共溝渠管理条例第 9 条	原則使用料は $\text{m}^2/\text{月}$ 429 第 10 条使用料の算定上、使用面積により難いものについては、前条の規定にかかわらず次の算定方法によるものとする。 (1) 電柱(本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。)は、各 1 本につき 1 平方メートル相当額とする。 (2) ガス管、電らん又は水道管その他の地下埋設物は、延長 1 メートルにつき、1 平方メートル相当額とする。 (3) 広告、看板類のため使用するもので、その板の面積が敷地の面積より広いものは、板の面積による。

考察	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都河川流水占用料等徴収条例に基づく自治体が 13。 ・東京都の改定に合わせる自治体有 ・道路占用料の算定式を参考
----	---

(2) 議案第2号 体育施設使用料(グラウンド・テニスコート)改定案について

① 年間維持管理経費の算出

ア) グラウンド(減価償却費無し)

経費の項目	小項目	算出方法	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(決算)	標準費用(平均)
ア 人件費		時間単価×時間	167,048円	167,048円	167,048円	167,048円
	時間単価	8,352,000円/1900時間(固定)	4,396円	4,396円	4,396円	4,396円
	時間	年間従事時間	38時間	38時間	38時間	38時間
イ 物件費			0円	0円	0円	円
	賃金(ア除く)		0円	0円	0円	円
	需用費	修繕費のうち資本的支出は除く	0円	0円	0円	円
	委託料		0円	0円	0円	円
	使用料及び賃借料等		0円	0円	0円	円
	その他経費	公租公課含む	0円	0円	0円	円
ウ 指定管理者経費			14,581,094円	15,438,076円	17,494,488円	15,837,886円
エ 減価償却費			0円	0円	0円	円
オ 土地代			0円	0円	0円	円
合計(施設全体の年間維持管理経費)			14,748,142円	15,605,124円	17,661,536円	16,004,934円

イ) 浅川スポーツ公園グラウンド

経費の項目	小項目	算出方法	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(決算)	標準費用(平均)
ア 人件費		時間単価×時間	30,772円	30,772円	30,772円	30,772円
	時間単価	8,352,000円/1900時間(固定)	4,396円	4,396円	4,396円	4,396円
	時間	年間従事時間	7時間	7時間	7時間	7時間
イ 物件費			0円	0円	0円	円
	賃金(ア除く)		0円	0円	0円	円
	需用費	修繕費のうち資本的支出は除く	0円	0円	0円	円
	委託料		0円	0円	0円	円
	使用料及び賃借料等		0円	0円	0円	円
	その他経費	公租公課含む	0円	0円	0円	円
ウ 指定管理者経費			2,964,115円	3,138,326円	3,556,364円	3,219,602円
エ 減価償却費			17,394,203円	17,394,203円	17,394,203円	17,394,203円
オ 土地代			0円	0円	0円	円
合計(施設全体の年間維持管理経費)			20,389,090円	20,563,301円	20,981,339円	20,644,577円

ウ) 多摩川グラウンド

経費の項目	小項目	算出方法	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(決算)	標準費用(平均)
ア 人件費		時間単価×時間	30,772円	30,772円	30,772円	30,772円
	時間単価	8,352,000円/1900時間(固定)	4,396円	4,396円	4,396円	4,396円
	時間	年間従事時間	7時間	7時間	7時間	7時間
イ 物件費			0円	0円	0円	円
	賃金(ア除く)		0円	0円	0円	円
	需用費	修繕費のうち資本的支出は除く	0円	0円	0円	円
	委託料		0円	0円	0円	円
	使用料及び賃借料等		0円	0円	0円	円
	その他経費	公租公課含む	0円	0円	0円	円
ウ 指定管理者経費			5,746,758円	6,084,516円	6,894,997円	6,242,090円
エ 減価償却費			1,662,244円	1,662,244円	1,662,244円	1,662,244円
オ 土地代			0円	0円	0円	円
合計(施設全体の年間維持管理経費)			7,439,774円	7,777,532円	8,588,013円	7,935,106円

エ) テニスコート

経費の項目	小項目	算出方法	R4年度（決算）	R5年度（決算）	R6年度（決算）	標準費用(平均)
ア 人件費		時間単価×時間	470,372円	470,372円	470,372円	470,372円
	時間単価	8,352,000円/1900時間(固定)	4,396円	4,396円	4,396円	4,396円
	時間	年間従事時間	107時間	107時間	107時間	107時間
イ 物件費			0円	0円	0円	円
	賃金(ア除く)		0円	0円	0円	円
	需用費	修繕費のうち資本的支出は除く	0円	0円	0円	円
	委託料		0円	0円	0円	円
	使用料及び賃借料等		0円	0円	0円	円
	その他経費	公租公課含む	0円	0円	0円	円
ウ 指定管理者経費			25,569,222円	25,889,299円	21,082,943円	24,180,488円
エ 減価償却費			4,628,122円	4,628,122円	4,628,122円	4,628,122円
オ 土地代			0円	0円	0円	円
合計(施設全体の年間維持管理経費)			30,667,716円	30,987,793円	26,181,437円	29,278,982円

② 改定額(案)一覽

ア) グラウンド

【区分】	面積(㎡)	使用時間	原価	現行額	利用者負担割合	日別係数	基準額	改定上限率	改定上限額	改定額(案)	増減額	増減率
多摩川グラウンド(軟式野球場A面B面、少年サッカー場A面B面)	5,597㎡	2時間	1,248円	0円	50%	1	624円	2	0円	0円	0円	#DIV/0!
東光寺グラウンド(軟式野球場A面B面)	8,701㎡	2時間	1,604円	0円	50%	1	802円	2	0円	0円	0円	#DIV/0!
多摩平第一公園グラウンド	6,296㎡	2時間	1,161円	0円	50%	1	581円	2	0円	0円	0円	#DIV/0!
旭が丘中央公園グラウンド	8,793㎡	2時間	1,621円	0円	50%	1	811円	2	0円	0円	0円	#DIV/0!
万願寺中央公園グラウンド	11,300㎡	2時間	2,004円	1,000円	50%	1	1,002円	1.4	1,400円	1,000円	0円	0%
北川原公園グラウンド	13,016㎡	2時間	8,421円	0円	50%	1	4,211円	2	0円	0円	0円	#DIV/0!
浅川スポーツ公園グラウンド	11,548㎡	2時間	12,992円	4,000円	50%	1	6,496円	1.3	5,200円	5,200円	1,200円	30%

イ) テニスコート

【区分】	面積(㎡)	使用時間	原価	現行額	利用者負担割合	日別係数	基準額	改定上限率	改定上限額	改定額(案)	増減額	増減率
七生自然学園テニスコート	1,166㎡	2時間	2,403円	2,100円	75%	1	1,802円	1.3	2,730円	2,100円	0円	0%
多摩平第一公園テニスコート1(昼間)	590㎡	2時間	754円	700円	75%	1	566円	1.4	980円	980円	280円	40%
多摩平第一公園テニスコート2(ナイター)	590㎡	2時間	754円	1,300円	75%	2	1,131円	1.4	1,820円	1,580円	280円	22%
旭が丘中央公園テニスコート	699㎡	2時間	1,121円	700円	75%	1	841円	1.4	980円	980円	280円	40%

③ 他市・他施設の状況

ア) 他市の状況

施設名称	貸出区分	面積(㎡)	使用時間	料金	㎡・時間当たり単価
稲城市中央公園野球場	軟式野球場	1㎡	2時間	4,530円	2,265.0円
稲城長峰ヴェルディフィールドサッカー場	人工芝サッカー場	1㎡	2時間	9,880円	4,940.0円
稲城市多摩川緑地公園多目的広場	河川敷グラウンド サッカー等利用	1㎡	3時間	0円	0.0円
稲城市多摩川緑地公園野球場	河川敷グラウンド 軟式野球場	1㎡	2時間	0円	0.0円
多摩市野球場	市内	1㎡	2時間	2,080円	1,040.0円
多摩市野球場	市外	1㎡	2時間	4,160円	2,080.0円

イ) 26市サッカー場使用料調査(2025.12月22日時点) ※インターネット調査

自治体名	施設名	利用時間	料金	料金(平日休日平均、2時間)	設備
八王子市	戸吹スポーツ公園	2時間	5,000	5,000	サッカー(一般)ナイター、観客席
立川市	錦町フットサル場	2時間	1,600	1,600	フットサル場、テニスコートと兼用
武蔵野市	緑町スポーツ広場	2時間	6,000	6,000	フットサルコート
三鷹市	大沢総合グラウンド	2時間	3,000	3,000	ナイター
	新川暫定広場	2時間	0	0	
	井口グラウンド	2時間	2,600	2,600	散水、クラブハウス、シャワー(少年競技のみ可)
青梅市	なし				
府中市	郷土の森サッカー場(市民サッカー場)	1時間	800	1,600	人工芝、天然芝各1面
昭島市	なし				
調布市	市民西町サッカー場	2時間	3,000	3,000	ナイター、観客席、シャワー、更衣室
町田市	鶴間公園グラウンド(平日)	2時間	11,000	13,000	少年サッカー、半面でフットサルコートサイズ
	鶴間公園グラウンド(休日)	2時間	15,000		少年サッカー、半面でフットサルコートサイズ
	小野路GIONグラウンド	2時間	6,280	6,280	ナイター
小金井市	なし				
小平市	なし				
東村山市	なし				
国分寺市	けやき運動場(人工芝)	2時間	2,000	2,000	少年サッカー、フットサルコート×3
国立市	なし				
福生市	なし				
狛江市	なし				
東大和市	東大和市清原中央公園運動広場	2時間	7,800	7,800	
清瀬市	清瀬内山運動公園(平日)	2時間	5,800	6,950	サッカー場3面、ナイター1時間1,200円、ミストあり
	清瀬内山運動公園(休日)	2時間	8,100		サッカー場3面、ナイター1時間1,200円、ミストあり
東久留米市	なし				
武蔵村山市	なし				
多摩市	なし				
稲城市	なし				
羽村市	なし				
あきる野市	なし				
西東京市	なし				
日野市	浅川スポーツ公園グラウンド	2時間	4,000	4,000	

「成人競技が可能な公営人工芝サッカー場(2時間単価)」は、黄色セルのもの
 上記金額の平均値 **4,704**

※陸上競技場トラック内設置のグラウンドは除く。単独のサッカー場で調査。

テニスコート使用料調査

	自治体名	地域	施設名	コート種別	利用時間	料金	2時間ごとの料金	ナイター料金	備考
1	八王子市	南多摩	上柚木公園テニスコート	オムニ	2時間	1,500	1,500	—	
		南多摩	敷入中央公園テニスコート	オムニ	2時間	1,000	1,000	—	
		南多摩	栢田運動場テニスコート	オムニ	2時間	1,500	1,500	—	
		南多摩	戸吹スポーツ公園テニスコート	オムニ	2時間	1,500	1,500	1,000	
		南多摩	滝力原運動場テニスコート	ハード	2時間	1,000	1,000		
		南多摩	内裏谷戸公園テニスコート	オムニ	2時間	1,000	1,000		
		南多摩	別所公園テニスコート	オムニ	2時間	1,000	1,000		
		南多摩	松木公園テニスコート	オムニ	2時間	1,500	1,500		
		南多摩	大平公園テニスコート	オムニ	2時間	1,000	1,000		
2	立川市	北多摩西部	泉町庭球場	オムニ	2時間	800	800	1,600～2,200	市外は2倍
		北多摩西部	砂川中央地区庭球場	クレイ	2時間	100	100		市内利用のみ
		北多摩西部	西砂庭球場	クレイ	2時間	100	100		市内利用のみ
		北多摩西部	錦町庭球場	オムニ	2時間	800	800	1,600～2,200	市外は2倍
3	武蔵野市	北多摩南部		オムニ	2時間	1,000	1,000		市外は3倍
4	三鷹市	北多摩南部	新川テニスコート	クレイ	2時間	700	700		市内利用のみ
		北多摩南部	大沢野川グラウンドテニスコート	ハード	2時間	700	700		個人利用は250円予約なし 市内利用のみ
		北多摩南部	大沢総合グラウンドテニスコート	オムニ	2時間	1,500	1,500	1,500	個人利用は500円予約なし
5	青梅市	西多摩	TCNスポーツパーク永山(永山公園総合運動場)	ハード	2時間	800	800	300	ナイターは1時間単位(2時間600円)
		西多摩	市民球技場	オムニ	2時間	800	800		
		西多摩	ちがむら球技場	クレイ	2時間	400	400		
		西多摩	青梅スタジアム	オムニ	2時間	800	800		
6	府中市	西多摩	友田レクリエーション広場	クレイ	2時間	400	400		
		北多摩南部	同一料金		1時間	400	800	650	市外2倍
7	昭島市	北多摩西部	くじら運動公園	クレイ	2時間	0	0		
		北多摩西部	昭和公園	クレイ	2時間	800	800		
8	調布市	北多摩南部	市民多摩川テニスコート	オムニ	2時間	700	700	300	市外は2倍 ナイターは30分単位(2時間1,200円)
		北多摩南部	市民深大寺テニスコート	オムニ	2時間	700	700		市外は2倍
		北多摩南部	市民深大寺テニスコート	クレイ	2時間	400	400		市外は2倍
		北多摩南部	市民緑ヶ丘テニスコート	オムニ	2時間	2,400	2,400	300	市外は2倍 ナイターは30分単位(2時間1,200円)
		北多摩南部	市民大町スポーツ施設(小運動場)	オムニ	2時間	2,400	2,400		市外は2倍
9	町田市	北多摩南部	調布中学校テニスコート	オムニ	2時間	400	400		市内利用のみ
		南多摩	野津田公園北テニスコート	オムニ	2時間	1,040	1,040	410	ナイターは30分単位(2時間1,640円)
		南多摩	野津田公園テニスコート	オムニ	2時間	1,040	1,040		
		南多摩	鶴間公園テニスコート(平日)	オムニ	2時間	1,800	1,800		市外は2倍
		南多摩	鶴間公園テニスコート(休日)	オムニ	2時間	3,700	3,700		市外は2倍
		南多摩	鶴間中央公園テニスコート	オムニ	2時間	1,040	1,040		
		南多摩	町田中央公園テニスコート	オムニ	2時間	1,040	1,040		
		南多摩	成瀬クリーンセンターテニスコート	オムニ	2時間	1,040	1,040	410	ナイターは30分単位(2時間1,640円)
		南多摩	鶴川第2テニスコート	オムニ	2時間	1,040	1,040		
		南多摩	相原中央テニスコート	オムニ	2時間	1,040	1,040	410	ナイターは30分単位(2時間1,640円)
10	小金井市	北多摩南部	小金井市テニスコート場		2時間	1,600	1,600		市外は2,400円(一部小平市民を除く)
		北多摩南部	上水公園運動施設	クレイ	2時間	0	0		市内利用のみ
11	小平市	北多摩北部	同一料金	オムニ	2時間	1,500	1,500	200	ナイターは1時間単位(2時間400円)
		北多摩北部	運動公園テニスコート	オムニ	1時間	450	900	1,000	
12	東村山市	北多摩北部	前川公園テニスコート	オムニ	1時間	450	900	1,000	
		北多摩西部	戸倉第一テニスコート	オムニ	2時間	1,600	1,600		
13	国分寺市	北多摩西部	戸倉第二テニスコート	オムニ	2時間	1,600	1,600		
		北多摩西部	同一料金		1時間	600	1,200	700	市外は1.5倍
14	国立市	北多摩西部	福東テニスコート		1時間	800	1,600		市外は3倍
		西多摩	南公園テニスコート		1時間	500	1,000		市外は3倍
		西多摩	武蔵野台テニスコート		1時間	800	1,600	1,000	市外は3倍
		西多摩	S&Dフィールド福生(市営競技場)テニスコート		1時間	500	1,000	1,000	市外は3倍
15	福生市	北多摩南部	同一料金	オムニ	2時間	1,400	1,400		高校生以下800円
		北多摩西部	S&D上仲原テニスコート(上仲原公園テニスコート)	オムニ	2時間	800	800	1,000	中学生以下400円
16	狛江市	北多摩北部	清瀬山運動公園・テニスコート	オムニ	2時間	600	600		
		北多摩北部	下清戸テニスコート	オムニ	2時間	600	600		
		北多摩北部	中央公園テニスコート	クレイ	2時間	600	600		
17	東久留米市	北多摩北部	市立テニスコート	クレイ	1時間	400	800		
		北多摩北部	滝山テニスコート	クレイ	1時間	400	800		市外の利用可 1時間600円
		北多摩北部	小山テニスコート	クレイ	1時間	400	800		
		北多摩北部	柳窪テニスコート	クレイ	1時間	400	800		
		北多摩北部	神山堂阪公園テニスコート	オムニ	1時間	400	800		市外の利用可 1時間600円
18	清瀬市	北多摩北部	上の原テニスコート	クレイ	1時間	400	800		
		北多摩西部	大南公園テニスコート	クレイ	1時間	320	640		市外は2倍
		北多摩西部	雷塚公園テニスコート	クレイ	1時間	320	640		市外は2倍
19	武蔵村山市	北多摩西部	三ツ木テニスコート	オムニ	1時間	510	1,020		市外は2倍
		南多摩	1施設を除き全施設同一	オムニ	2時間	1,030	1,030	520	市外は2倍、料金の時間単位がわからない
		南多摩	一宮公園球戯場	クレイ	2時間	730	730	—	
20	稲城市	南多摩	稲城北緑地公園テニスコート	オムニ	2時間	1,580	1,580		
		南多摩	大丸公園テニスコート	オムニ	2時間	1,580	1,580		
		南多摩	城山公園テニスコート	オムニ	2時間	1,580	1,580	1時間780	
		南多摩	若葉台公園テニスコート	オムニ	2時間	1,580	1,580	1時間780	
		南多摩	南多摩スポーツ広場	クレイ	2時間	0	0		
21	羽村市	西多摩	同一料金	オムニ	2時間	600	600	1時間510	
22	あきる野市	西多摩	総合グラウンドテニスコート	オムニ	2時間	1,300	1,300		市外は3倍
23	西東京市	北多摩北部	ひばりが丘総合運動場 ひばりアム	オムニ	2時間	1,200	1,200		市外は2倍
24	日野市	南多摩	多摩平第一公園テニスコート	オムニ	2時間	700	700	600	
		南多摩	旭が丘中央公園テニスコート	オムニ	2時間	700	700		
		南多摩	七生自然学園テニスコート	ハード	2時間	2,100	2,100		

26市のテニスコート利用料	1,032
南多摩地区のテニスコート利用料	1,254
隣接6市のテニスコート利用料	936
(すべて2時間当たり)	

(3) 議案第3号 日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインの改定案について

① ガイドラインの経緯

時期	内容	備考
H6年～	日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱制定	当時は明確な基準等がないことから、委員会による検討・調査がその機能を果たしていたと考えられる
H15年～	使用料の見直しに関する内規案による運用	手数料については基準が示されず
H30年	日野市手数料、使用料等の見直し基準策定・運用開始(第1版)	考え方や取扱いにばらつきが生じていたことから、これらを整理・統合し、市としての統一的な考え方を明確にしたもの
R1	第2版	誤記等の修正
R5	第3版	名称を基準→ガイドラインに変更 その他、改正を実施(原価計算方法、見直し終期の見直しなど全9項目)
R6	第4版	改正を実施(子育てに係る経済的負担の軽減に関する文言を追加など全3項目)

② 「日野市手数料、使用料等設定に関するガイドライン」改正内容一覧

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
1	2	1 適用範囲 ②行政財産の目的外使用に関する使用許可に伴う施設使用料	②について、本ガイドラインの算定方式を適用できるものとする改正	②について、現状は「財産の種類及び使用の状況に応じ、市が市以外の者から貸借している土地、建物等の賃貸料を基準として適正な価格をもって定めるものとする（行政財産使用料条例第2条第1項）」となっており、施設主管課の裁量にゆだねられている。 原価を超える収入を得ることは適正ではないケースもあることから、使用料設定の際に参考とできるものとするもの。
2	2	2 見直し周期	旧第4章にて記載されていたものを、全体の構成を鑑み第1章に記載したもの。	章立て・文意の進行を考慮した。
3	2	2 見直し周期	手数料・使用料以外の税外収入等に関する見直し周期の記載を削除	「1 適用範囲」において適用対象外となっているため。
4	3	3 適用開始時期	令和8年4月15日からとする。	検討委員会での検討、パブリックコメント（令和8年3月1日～3月末）を経て修正の上、内容を確定するため。令和8年度改定料金から適用。
5	4	(1) 算定根拠の明確化	本ガイドラインの算定方式に見合わない手数料、使用料等について例を記載。	本ガイドラインにおける使用料は、貸室等を基本として設計されており、例として記載した道路占用料、河川占用料、下水道使用料はガイドラインの算定方式に見合わないことがすでに判明しているため、あらかじめ記載したもの。
6	5	(2) ① 将来を見越した大規模改修等の考慮	発生することが明らかな大規模改修については考慮することができる旨を追記	公共施設の老朽化が進み、大規模改修等を要する施設が頻発する中、従来、「減額改定の考え方」で記載されていた内容について、減額改定時だけでなく見直しの際常時検討すべき要素として記載。

② 「日野市手数料、使用料等設定に関するガイドライン」改正内容一覧

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
7	5	(2) ②市内の類似施設との料金比較	削除	「2③原価の算出における例外」にて同内容が記載されているとおり、あくまでも例外扱いであることから、基本的な考え方を示す当該項目から削除。
8	6、23	(2) ⑥激変緩和措置の適用	激変緩和措置の適用を受けない事例を記載 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民生活への影響が多大でないと合理的に認められる場合（手数料のみ） ● 現行の使用料設定から長期間が経過し、経済状況が大きく変化している場合 ● 新たに日野市民以外の料金設定する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手数料等の改定にあたり、算出された基準額が高額であるにもかかわらず、激変緩和措置の適用によって十分な改定ができないケースがいくつか存在（例：都市計画証明手数料）。激変緩和措置の趣旨は、「市民生活への多大な影響を与えないため」であるが、利用者の大半が事業者である場合などはこれにあたらないため、対象外とするもの。 ● 長い期間料金改定が行われず、現在の経済状況と合わない料金設定となっている施設も存在（例：福祉センター30円など）。このようなケースに激変緩和措置を適用することは適切ではないためこれも適用外とする。 ● 公の施設は日野市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられている。このため、市民以外の利用料に差を設けることができるものとされている。よって、新たに市民以外料金を設定する場合においても、激変緩和措置の適用外とする。

② 「日野市手数料、使用料等設定に関するガイドライン」改正内容一覧

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
9	6、24	(3) 改定要否及び改定額(案)の判断	これまで設けられていた改定要否基準の±20%について、これを改正し原則として改定を要するものとする内容とする。 また、改定要否及び改定額(案)の判断・決定にあたっては、事前に理事者協議を経るものとする。	±20%の根拠がなく、一律に基準を設けるべきではないため。 基本的には算出された基準額、改定額(案)に基づき改正するものとする。 ただし、現行額との差が50円(手数料の場合は30円)未満であるなど、ごく軽微な改定はかえって改正にかかる事務コスト等が増収を上回る可能性もあるため、その際は個別に検討を行う(改正をしない)ことができるものとする。 また、判断にあたっては、意思決定過程の定めがなかったことから各課対応が異なっていたため、これを統一し、理事者との協議を経るものとした。
10	6、24、29	(4) 附属機関等による意見聴取又は日野市地域共創プラットフォームによる意見募集	市民意見の反映プロセスを「手数料、使用料等検討委員会」から地域共創プラットフォームへ移行。	平成30年に、統一的な改定基準を定めた「手数料、使用料等の見直し基準」の運用が開始され、その後名称を「ガイドライン」に変更しつつ、内容も確立されてきた。 一方で、市民意見の徴取と議論による検討はより多様な市民と進める必要があることから、デジタル技術を活用した検討プロセスに改める。
11	7、24、30	(7) 市民・利用者等への周知	原則として3か月以上の周知期間を設けるものとしているが、減額改定の場合は周知期間の定めを設けないよう改正。	市民等に影響があることから周知期間を設けるものとしているが、減額改定の場合は影響が限定的なため。

② 「日野市手数料、使用料等設定に関するガイドライン」改正内容一覧

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
12	8、25	【使用料の見直し手順 フロー図】	これまでは改正しない判断の場合、附属機関等での諮問や委員会付議を省略できるとされていたが、改定の要否にかかわらず、附属機関等での諮問又は地域共創 PF での意見募集を行うものとするよう改めた。また、連番 6～11 の変更に合わせて、フロー図を修正した。	現在の運用において、料金の改定を行わない場合であっても附属機関等での諮問又は委員会付議のフローを実施していたため、実態に合わせたもの。
13	11	(2) 原価の算出 【原価算出のための項目】の表中、「カ 補助金収入等（控除）」	原価算出にあたっては、人件費、物件費、指定管理者が管理に要した経費、減価償却費、土地代の合計となっているが、補助金収入等の特定財源がある場合はこの収入相当額を合計から控除するよう改める。	補助金等の収入がある場合は、これを無視して使用料をとることは二重計上となるため。
14	13	②原価の算出方法 【原価の算出方法】の表中、「ウ 不特定多数の～」	利用料金体系が複数ある場合は、利用料金体系ごとの人数を集計するよう追記	不特定多数の利用者が一定の時間全部または一部を共用する施設としては、市民プールやふるさと歴史館が該当するが、原価算出にあたり年間維持管理経費を利用人数で割る計算となっている。原価を正確に算出する必要があるため。
15	14	③原価の算出における例外 ア 標準的な施設、又は全体の平均額を基準にする場合	原価算出の例外として「標準的な施設、又は全体の平均額を基準にする場合」があるが、市内全域からの利用を前提としている施設は、この例外によらず施設ごとの原価を使用するものであるため、この規定を削除するもの。	土地の保有状況等により施設ごと維持管理経費がことなるなど、同種の施設でも使用料に差が生じる可能性があるため、左記の例外が設けられている。 当該箇所は「市内全域からの利用を前提としている施設は、原則どおり施設ごとの原価を使用する」、すなわち例外の対象外であるが、記載のとおりであっても施設ごとに維持管理経費等に大きな差が生じる場合は例外を適用すべきであるため。

② 「日野市手数料、使用料等設定に関するガイドライン」改正内容一覧

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
16	14	③原価の算出における例外 エ 調理室・防音室貸室に関する考え方	調理室の場合通常の貸室の 2.0 倍、防音室及び視聴覚室の場合 1.5 倍とされていたものを、他自治体例等を参考に基準額を補正できる旨の記述に変更。	各倍率に根拠がない一方、適切な値はケースによって変わり得ることから、定性的な基準のみとし、水平比較等によることとすべきであるため。
17	17	(4) 日時別の係数の設定	利用が多い時間（例：午後）に割増料金、利用が少ない時間（例：午前）に割引料金とする設定を導入。	利用の標準化、稼働率向上を目的として導入。トータルで 100%となるよう、傾斜（割増・割引）の考えを導入する。
18	17	(1) 市民以外の利用者の料金設定	市民以外料金は日野市民の 2 倍を上限としていたが、施設の利用者負担割合にかかわらず、利用者負担割合 100%を上限とする改正。	日野市民の 2 倍とする場合、経費（原価）を超える収入を得ることになるため。
19	19	(8) 付帯設備・備品等の使用料設定	使用することにより別途費用が発生する付帯設備や備品などについて、別途使用料の設定ができる旨記載。	すでに使用料を設定・徴収している施設も存在しているが、記載がなかったため。
20	19	(9) キャンセル料の規定	施設のキャンセルが生じた場合にキャンセル料を設定できる旨規定。 なお、すでに徴収した使用料は返還しないものとします、という規定は、施設を使用していないにもかかわらず使用料を徴収することになるため、使用料ではなくキャンセル料として条例に規定するよう記載。	現行の運用が左記のとおりとなっており、是正が必要なため。
21	20	(2) 減免規定	団体利用料金の設定に関する記載を削除。	団体利用者と個人利用者に金額の差を設ける合理的理由がなく、適切でないと考えられるため。

② 「日野市手数料、使用料等設定に関するガイドライン」改正内容一覧

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
22	21	(2) 駐車場使用料の額	基本的には施設使用料と同じく、基準額の算出による設定とする旨記載。ただし、これによって使用料が安価となり、施設利用者が使用できないケースが想定される場合は、この方法によらず近隣駐車場等の料金体系を参考・勘案し設定するよう記載。	まずは施設使用料と同じ考えに基づき改定の検討を行う必要があるため。
23	29～30	第5章 手数料、使用料等の設定・改定に関する内部手続き	手数料、使用料の設定・改定に関する内部手続きについて、年間スケジュールを基に新たに記載。	手続きスケジュールや具体的な流れに関する問い合わせが多いため、記載。 また、議会関係手続き（議案上程、議会对応等）に関して規定がなかったことから、これを定めたもの。
24		2 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱	削除	委員会の廃止により
25		全体		文意の明確化等のための文言調整

5 委員会

(1) 委員会の開催経過

日程	内容
令和8年1月7日(水)	議案第1号に係る審議検討 議案第2号に係る審議検討 議案第3号に係る審議検討
令和8年1月21日(水)～1月28日(水)(書面開催)	意見書等の確認

(2) 委員名簿

敬称略、五十音順(◎委員長、○副委員長)

役割	氏名	内容
	河合 利春	公募市民
○	比留間 文彦	公募市民
◎	堀江 優子	学識経験者

令和7年度（第3期）日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

作成日：令和8年（2025年）1月29日

作成：日野市手数料、使用料等検討委員会

所管部署：日野市企画部企画経営課

〒191-8686

東京都日野市神明1-12-1 日野市役所

電話：042-585-1111（代表）

☒連絡先

電話：042-514-8069（企画経営課）

F A X：042-581-2516

E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp
